

## 財団法人地域伝統芸能活用センター役員給与等規則

(総則)

第1条 財団法人地域伝統芸能活用センターの役員（非常勤役員を除く。以下同じ。）に対する給与等の支給については、この規則に定めるところによる。

(給与)

第2条 役員給与は、本俸、通勤手当及び特別手当とする。

(本俸)

第3条 役員の本俸は、月額とし、予算の範囲内で会長が定める額を支給する。

(通勤手当)

第4条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当支給の基準に準じて通勤手当を支給する。

(特別手当)

第5条 特別手当は、原則として、毎年3回夏季、年末及び年度末において、予算の範囲内で理事会の議決を得て会長が別に定める額を支給する。

(給与の支給日及び方法)

第6条 役員の本俸の支給日は、毎月17日（支給日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる）とする。

2 役員の特別手当の支給日は、夏季にあつては6月30日、年末にあつては12月10日、年度末にあつては3月15日とする。

3 役員給与は、法令に基づきその役員から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で本人に支給する。

4 新たに役員となった者、又は役員でなくなった者の本俸は、日割計算をもって支給する。

(本俸の支給日の特例)

第7条 前条第4項規程による本俸の支給日は、前条第1項の規程にかかわらず、同項の支給日によらないことができる。

(退職慰労金)

第8条 役員が退職し、解任され又は死亡したときは、理事会の議決を経て退職慰労金を支給することができる。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

附 則

1 この規程は、平成15年3月7日から適用する。